

会社経営者の皆様へ

# ストレスチェックサービスのご案内

労働安全衛生法の改正に伴い、  
従業員に対する  
ストレスチェックが  
義務化されます！

労働安全衛生法の改正に伴い、2015年12月より従業員50名以上の事業場は、従業員に対するストレスチェックを実施することが義務化されます(従業員50名未満の事業場は、当面努力義務とされています。)

## 労働安全衛生法の改正への対応は進んでいますか？

無料

## ストレスチェックサービスをご利用ください！

### ストレスチェックサービスの特長

Point

1

**Webサイト**を通じて**サービスをご提供**(PC・スマートフォン・タブレット等で検査を実施)

Point

2

厚生労働省で**推奨**されている「**職業性ストレス簡易調査票(57項目)\*1**」を使用

\*1 ストレスチェックの検査項目等は、今後の法令の改正動向に応じて変更となる場合があります。

Point

3

**検査終了後すぐに、従業員様ごとの**ストレスプロフィール\*2をWebサイト上でフィードバック

\*2 個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもの

Point

4

集団分析結果により、**職場・役職ごとのストレス状況**を把握可能

Point

5

Webサイト上で**検査未実施者の把握、実施の督促**が可能

(※)上記以外にも、労働安全衛生法の改正に対応するため、以下のサービスを提供します。

・高ストレス者の基準と相談窓口の設定(検査で高ストレス者に該当した従業員様に対して、設定いただいた相談窓口を通知できます。)

・検査の実施者となる産業医様等に対する、ストレスチェック結果の提供

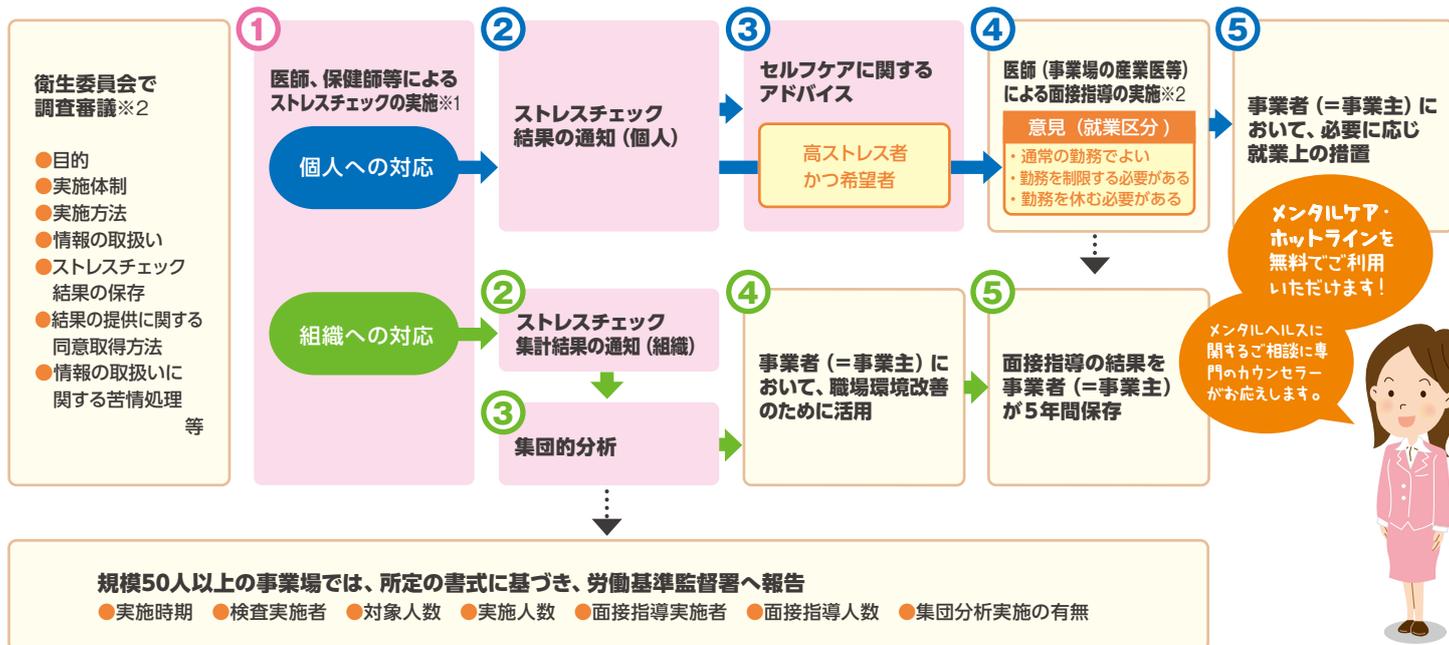
・ストレスチェック結果の保存(東京海上日動メディカルサービス株式会社(サービス提供会社)が、実施事務従事者として、5年間保管します。)

裏面も  
ご覧ください



# ストレスチェック制度の全体像と本サービスのカバー範囲

色を付けた部分が、本サービスのカバー範囲です。



※1 Webサイト(PC・スマートフォン・タブレット等)による検査が実施できない場合、マークシート形式(紙媒体)による検査も可能です。マークシート形式をお選びになった場合、検査の費用は、事業者様のご負担となります。

※2 有料オプションサービスとして、「導入前コンサルティング」(ストレスチェックの方針策定、衛生委員会での調査審議をサポート)および「面接サポートサービス」(面接指導を希望する高ストレスの従業員様への医療機関選定、医師による面接指導)をご用意しています。

## ご提供するレポート

下記はイメージ図であり、実際にサービスをご提供する際にはレイアウト等が変更となる場合があります。

### 従業員様個人向け ストレスプロフィール

Web上でストレスチェック回答後、瞬時にフィードバックされます。また、「セルフケアのためのアドバイス (PDF)」が表示されます。

### 事業者様向け 集団的分析レポート

個々の従業員様のストレスチェック結果を10名以上で特定の指標ごとに集計することができます。

## サービスのご利用対象者様

**労災あんしん保険(業務災害総合保険)にご加入のお客さまで「使用者賠償責任補償特約条項」をセットされた場合にご利用いただけます\*1、\*2。**

\*1 「業務上疾病等不担保特約条項」をセットされた場合はご利用いただけません。  
\*2 本サービスのご利用は、対象契約の保険期間中に1回までとさせていただきます。

**サービスのご利用にあたっては、検査の実施者(医師等\*3)がいることが条件となります。**

検査の実施者(医師等)が不在の場合には、簡易版ストレスチェックサービス\*4、\*5をご利用ください。

\*3 ストレスチェック制度を実施するには、労働安全衛生法に関する法令・指針等に従う必要があります。労働安全衛生法上「医師等」が検査の実施者として定められており、「医師等」の範囲は以下のとおり定義されています。

①医師 ②保健師 ③検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

\*4 労働安全衛生法に定められたストレスチェックの実施義務を果たしたことになりますが、従業員様ご自身のストレス状態の把握等にご利用ください。

\*5 検査の実施者(医師等)が不在の事業場を対象としているため、個人の回答結果の確認や職場ごと等の分析はできません。事業者様向けの集団的分析レポートは、会社単位での集計結果(従業員様の全回答結果に対する集計結果)となります。

※本サービスの詳細およびご利用にあたっては、取扱代理店または日新火災までお問い合わせください。

※本サービスは日新火災が提携会社を通じて提供します。

※本サービス内容は、予告なく変更または終了する場合があります。なお、一部の地域や日時によっては、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※本サービス内容は、2017年1月時点の法令に対応したものです。法令の内容は今後改正されることがあります。

## 日新火災海上保険株式会社

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台 2-3 TEL03(3292)8000(大代表)

お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424[9:00~17:00(土日祝除く)]

ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス 24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご利用ください。